

大分ジビエ振興協議会規約

平成29年11月16日 制定

平成30年 5月24日 改正

令和 4年 5月23日 改正

(名称)

第1条 この会は、大分ジビエ振興協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局は、大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県森との共生推進室内に置く。

(目的)

第3条 この協議会は、狩猟または有害鳥獣捕獲等により捕獲された野生鳥獣の食肉等への利活用を促進し、適正な捕獲・解体処理・加工処理による安定供給体制、販売体制の強化を図ることにより、地域の活性化と農林水産物等への被害軽減に資することを目的とし、平成29年11月16日に設立する。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジビエの安定供給に関する事業
- (2) ジビエの流通対策に関する事業
- (3) ジビエの消費拡大に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 県内の地方公共団体
- (2) 県内の猟友会
- (3) 県内の獣肉加工処理施設運営者
- (4) 県内の商工会関係者
- (5) 流通・消費関係者
- (6) その他ジビエに関与するもの

(加入・脱退)

第6条 この協議会に入会（脱退）しようとするものは、入会申込書又は退会届を事務局に提出するものとする。

（役員）

第7条 この協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監事 2名以内

2 役員は、総会において選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は会計及び業務執行を監査し、その結果を総会に報告する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議）

第10条 この協議会の会議は、総会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、過半数の出席により成立し、議事は多数決によって決する。
- 4 会議は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。
- 5 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

（総会）

第11条 総会は、毎年1回開催する。

- 2 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。
 - （1）事業計画及び事業報告
 - （2）規約の制定及び変更
 - （3）役員を選任
 - （4）その他必要と認めること
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

（経費）

第12条 この協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 委託料
- (4) 寄付金
- (5) その他収入

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 会長は、協議会の運営に必要な会計・事務処理等に関する規程を定めることができる。

附則

この規約は、平成29年11月16日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

附則

この規約は、令和4年5月23日から施行する。